

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 2月10日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0214号
工事（委託業務）名	公共災害復旧工事（仮橋工）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか。</p> <p>2. 本工事は設計変更ガイドラインに基づく受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で良いですか。</p> <p>3. 特記仕様書の6で参考図としている図面が任意仮設の場合、図面で明示された条件に変更がある場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか。</p> <p>4. 仮設材（敷鉄板）の運搬距離が L=45.1 kmで積算されていますが、運搬基地までの距離が L=45.1 kmを超える場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか。</p> <p>5. 施工内訳表 頁 0-0026 施工第 0-0016 号表 仮設材の運搬費の条件は往復と理解して良いですか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. ご認識のとおりです。</p> <p>2. ご認識のとおりです。</p> <p>3. 現地の地形状況等を考慮し必要と認められた場合、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。</p> <p>4. 土木工事標準積算基準に則り積算していますが、仮設材（敷鉄板）の調達にあたり受注者の責めによらない場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。</p> <p>5. 施工内訳表 頁0-0026 施工第0-0016号表 仮設材の運搬費については片道の運搬費のため、閲覧図書（積算書）を訂正いたします。詳細については、「seigo001」をご確認ください。</p>	